

# 令和4年第6回（12月）上越市議会定例会

## 農政建設常任委員会資料

案件番号	案件名	提出課	ページ
議案第124号	上越市下水道条例の一部改正について	生活排水対策課	1～2
議案第125号	上越市農業集落排水条例の一部改正について		3～4
議案第126号	上越市浄化槽整備推進事業に係る浄化槽の設置等に関する条例の一部改正について		5
議案第136号	市道路線の認定について	道路課	6～10
議案第102号	令和4年度上越市一般会計補正予算(第5号)	道路課ほか	11～17
議案第107号	令和4年度上越市下水道事業会計補正予算(第2号)	生活排水対策課ほか	18～24

所 管 委 員 会	農政建設常任委員会
関 係 案 件	議案第124号
提 出 課	生活排水対策課

## 上越市下水道条例の一部改正について

### 1 改正理由

下水道事業の今後の収支見通しを踏まえ、持続可能な事業経営に必要な収入を確保するため、使用料を改定するもの

### 2 改正内容

(1) 下水道使用料の月額を次のとおり改定する。(第22条関係)

区 分		汚水の排除量	改定前	改定後
一般汚水	基本使用料	5 m <sup>3</sup> まで	1,576.30 円	1,669.80 円
	超過使用料 (1 m <sup>3</sup> につき)	6 m <sup>3</sup> から 10 m <sup>3</sup> まで	81.40 円	86.90 円
		11 m <sup>3</sup> から 20 m <sup>3</sup> まで	195.80 円	210.10 円
		21 m <sup>3</sup> から 30 m <sup>3</sup> まで	222.20 円	238.70 円
		31 m <sup>3</sup> から 100 m <sup>3</sup> まで	253.00 円	284.90 円
		101 m <sup>3</sup> 以上	313.50 円	346.50 円
公衆浴場汚水	1 m <sup>3</sup> につき	72.60 円	78.10 円	

(2) この条例の施行の日前から継続して公共下水道を使用している者については、(1)の改正は、同日以後最初に汚水の排除量を認定する日以後の汚水の排除に係る下水道使用料から適用することとする。(附則第2項関係)

### 3 施行期日

令和5年4月1日

### 4 上越市下水道条例改正案新旧対照表

(太枠部分が改正箇所)

改 正 案				改 正 前			
(使用料の額) 第22条 略				(使用料の額) 第22条 略			
区 分		汚水の排 除量	月 額	区 分		汚水の排 除量	月 額
一般 汚水	基本使 用料	5 m <sup>3</sup> まで	1,669.80 円	一般 汚水	基本使 用料	5 m <sup>3</sup> まで	1,576.30 円

改正案			改正前		
超過使用料 (1 m <sup>3</sup> につき)	6 m <sup>3</sup> から 10 m <sup>3</sup> まで	86.90 円	超過使用料 (1 m <sup>3</sup> につき)	6 m <sup>3</sup> から 10 m <sup>3</sup> まで	81.40 円
	11 m <sup>3</sup> から 20 m <sup>3</sup> まで	210.10 円		11 m <sup>3</sup> から 20 m <sup>3</sup> まで	195.80 円
	21 m <sup>3</sup> から 30 m <sup>3</sup> まで	238.70 円		21 m <sup>3</sup> から 30 m <sup>3</sup> まで	222.20 円
	31 m <sup>3</sup> から 100 m <sup>3</sup> まで	284.90 円		31 m <sup>3</sup> から 100 m <sup>3</sup> まで	253.00 円
	101 m <sup>3</sup> 以上	346.50 円		101 m <sup>3</sup> 以上	313.50 円
	公衆浴場汚水	1 m <sup>3</sup> につき		78.10 円	公衆浴場汚水
備考 略			備考 略		
2 略			2 略		

所 管 委 員 会	農政建設常任委員会
関 係 案 件	議案第125号
提 出 課	生活排水対策課

## 上越市農業集落排水条例の一部改正について

### 1 改正理由

下水道事業の今後の収支見通しを踏まえ、持続可能な事業経営に必要な収入を確保するため、使用料を改定するもの

### 2 改正内容

(1) 排水処理施設使用料の月額を次のとおり改定する。(別表第1関係)

区 分	汚水の排除量	改定前	改定後
基本使用料	5 m <sup>3</sup> まで	1,576.30 円	1,669.80 円
超過使用料 (1 m <sup>3</sup> につき)	6 m <sup>3</sup> から 10 m <sup>3</sup> まで	81.40 円	86.90 円
	11 m <sup>3</sup> から 20 m <sup>3</sup> まで	195.80 円	210.10 円
	21 m <sup>3</sup> から 30 m <sup>3</sup> まで	222.20 円	238.70 円
	31 m <sup>3</sup> から 100 m <sup>3</sup> まで	253.00 円	284.90 円
	101 m <sup>3</sup> 以上	313.50 円	346.50 円

(2) この条例の施行の日前から継続して排水処理施設を使用している者については、(1)の改正は、同日以後最初に汚水の排除量を認定する日以後の汚水の排除に係る排水処理施設使用料から適用することとする。(附則第2項関係)

### 3 施行期日

令和5年4月1日

### 4 上越市農業集落排水条例改正案新旧対照表

(太枠部分が改正箇所)

改 正 案			改 正 前		
別表第1 (第7条関係)			別表第1 (第7条関係)		
区 分	汚水の排除量	月 額	区 分	汚水の排除量	月 額
基本使用料	5 m <sup>3</sup> まで	1,669.80 円	基本使用料	5 m <sup>3</sup> まで	1,576.30 円
超過使用料 (1 m <sup>3</sup> につき)	6 m <sup>3</sup> から 10 m <sup>3</sup> まで	86.90 円	超過使用料 (1 m <sup>3</sup> につき)	6 m <sup>3</sup> から 10 m <sup>3</sup> まで	81.40 円
	11 m <sup>3</sup> から 20 m <sup>3</sup> まで	210.10 円		11 m <sup>3</sup> から 20 m <sup>3</sup> まで	195.80 円

改正案		改正前	
21 m <sup>3</sup> から 30 m <sup>3</sup> まで	238.70 円	21 m <sup>3</sup> から 30 m <sup>3</sup> まで	222.20 円
31 m <sup>3</sup> から 100 m <sup>3</sup> まで	284.90 円	31 m <sup>3</sup> から 100 m <sup>3</sup> まで	253.00 円
101 m <sup>3</sup> 以上	346.50 円	101 m <sup>3</sup> 以上	313.50 円
備考 略		備考 略	

所 管 委 員 会	農政建設常任委員会
関 係 案 件	議案第126号
提 出 課	生活排水対策課

## 上越市浄化槽整備推進事業に係る浄化槽の設置等に関する条例の一部改正について

### 1 改正理由

下水道事業の今後の収支見通しを踏まえ、持続可能な事業経営に必要な収入を確保するため、使用料を改定するもの

### 2 改正内容

(1) 浄化槽使用料の月額を次のとおり改定する。(別表第2関係)

浄化槽の規模	改定前	改定後
5人槽	3,993円	4,323円
6～7人槽	4,389円	4,741円
8～10人槽	5,478円	5,808円
11～50人槽	市長が定める額	

(2) (1)の改正は、令和5年4月分の浄化槽使用料から適用し、同年3月分までの浄化槽使用料については、なお従前の例によることとする。(附則第2項関係)

### 3 施行期日

令和5年4月1日

### 4 上越市浄化槽整備推進事業に係る浄化槽の設置等に関する条例改正案新旧対照表

(太枠部分が改正箇所)

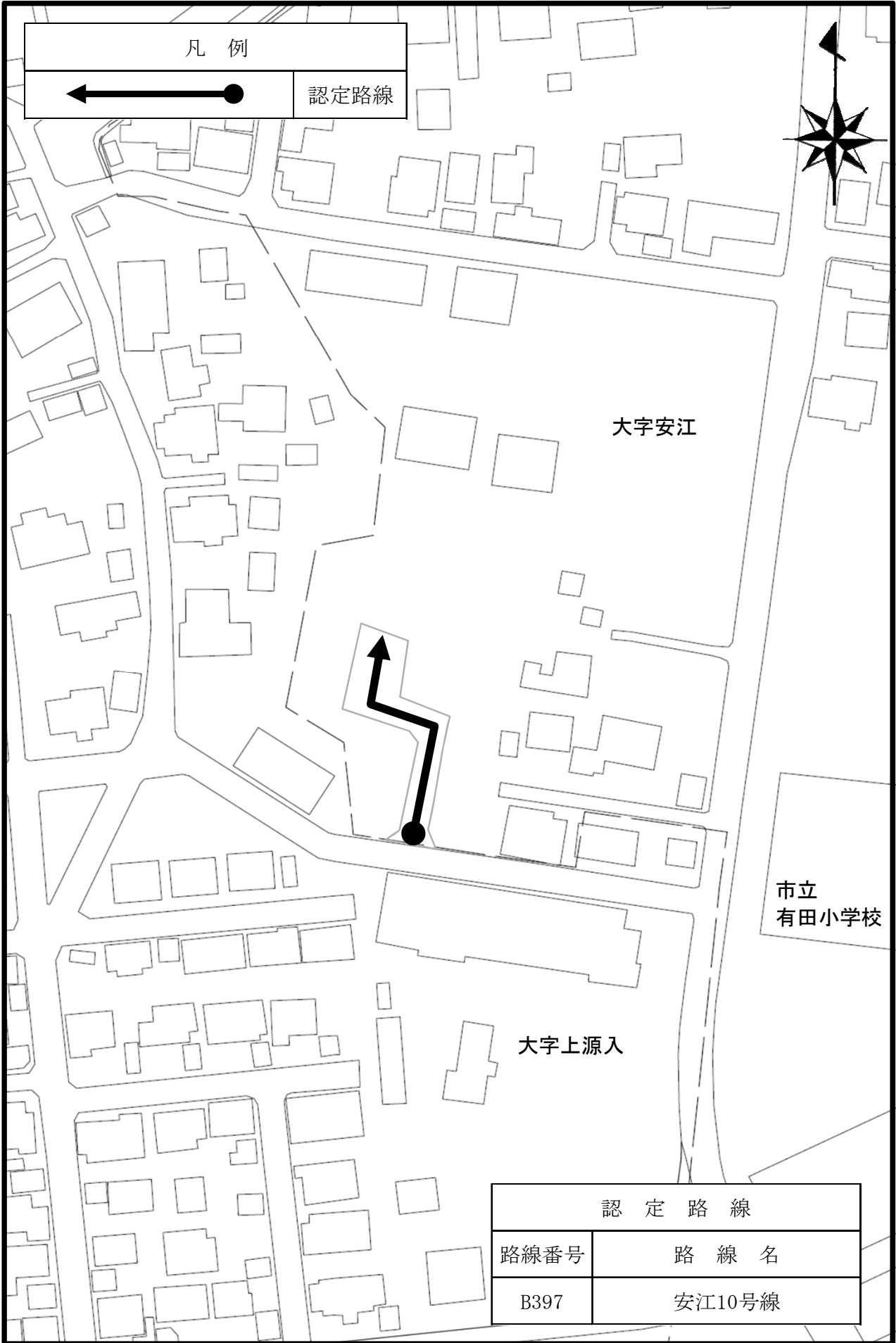
改 正 案		改 正 前	
別表第2 (第15条関係)		別表第2 (第15条関係)	
浄化槽の規模	使用料の額	浄化槽の規模	使用料の額
5人槽	4,323円	5人槽	3,993円
6～7人槽	4,741円	6～7人槽	4,389円
8～10人槽	5,808円	8～10人槽	5,478円
11～50人槽	市長が定める額	11～50人槽	市長が定める額
備考 略		備考 略	

所管委員会	農政建設常任委員会
関係案件	議案第136号
提出課	道路課

## 市道路線の認定について

### 認定路線

路線番号	路線名	幅員 (m)		延長 (m)	路面状況	認定理由	ページ
		車道	道路敷き				
B397	安江10号線	6.5～ 15.3	6.5～ 15.3	76.6	アスファルト	民間の開発行為により新たに認定するもの	7
B398	三ツ橋団地10号線	6.5～ 11.0	6.5～ 11.0	83.3	アスファルト	民間の開発行為により新たに認定するもの	8
04-171	広井1号線	5.5～ 6.9	6.0～ 9.9	238.1	アスファルト	町内会からの要望により新たに認定するもの	9
04-172	三村新田1号線	5.0～ 9.5	7.0～ 11.0	119.4	アスファルト	町内会からの要望により新たに認定するもの	10
合計4路線				517.4			



凡 例	
←●	認定路線

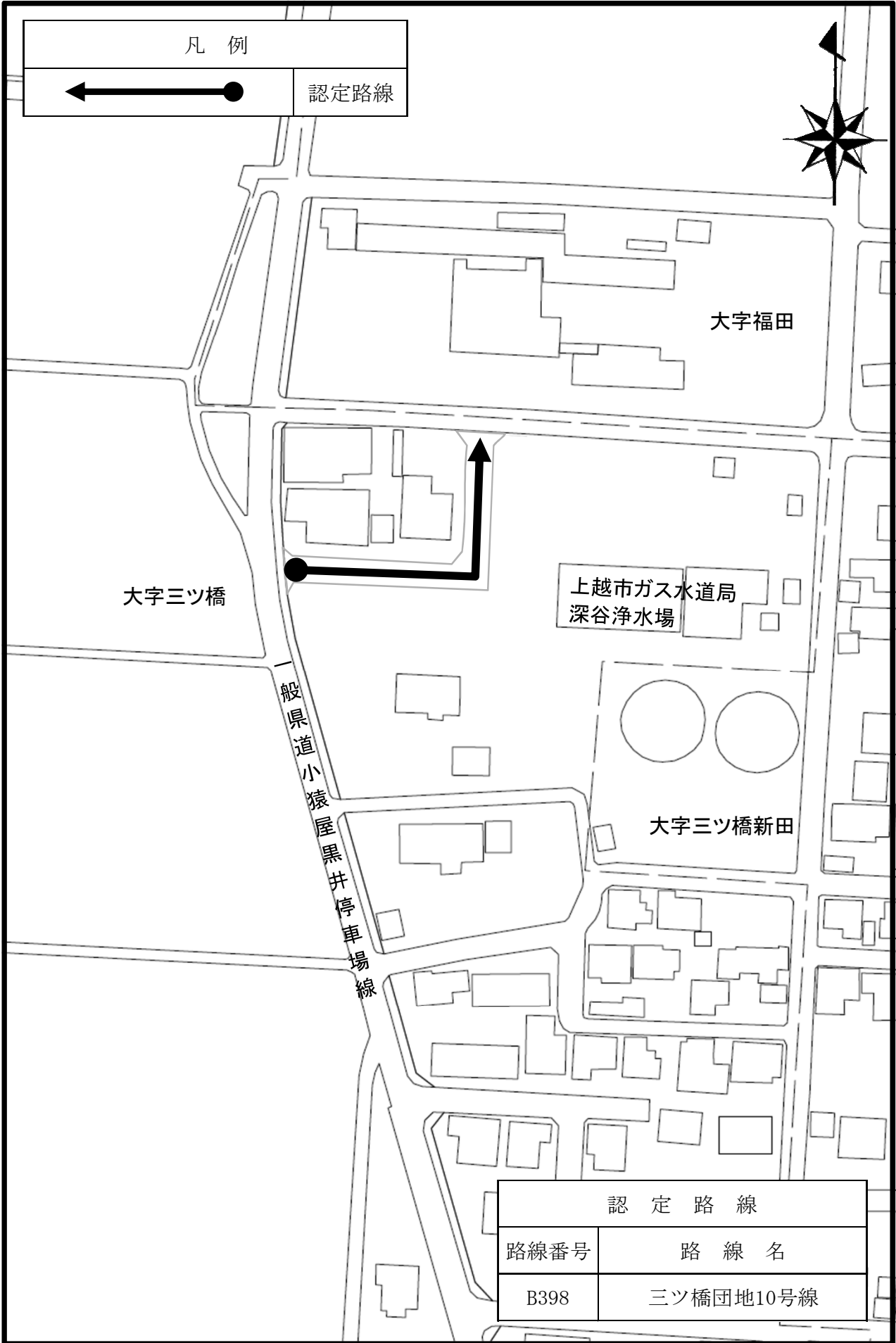
大字安江


市立  
有田小学校

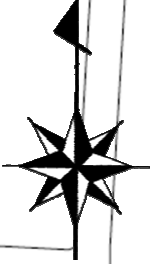
大字上源入

認 定 路 線	
路線番号	路 線 名
B397	安江10号線





凡 例	
	認定路線



大字三ツ橋

大字福田

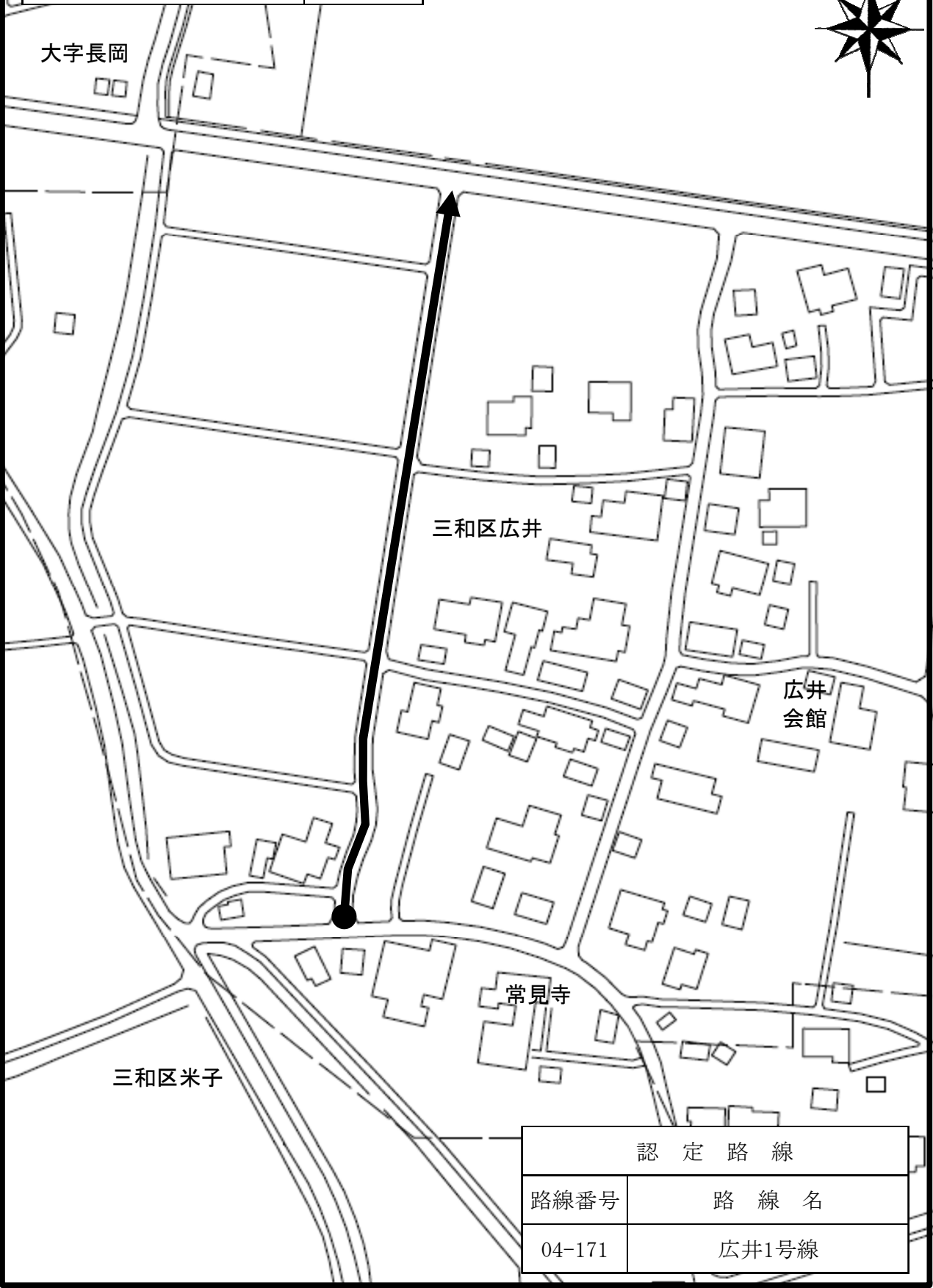
上越市ガス水道局  
深谷浄水場

般県道小猿屋黒井停車場線

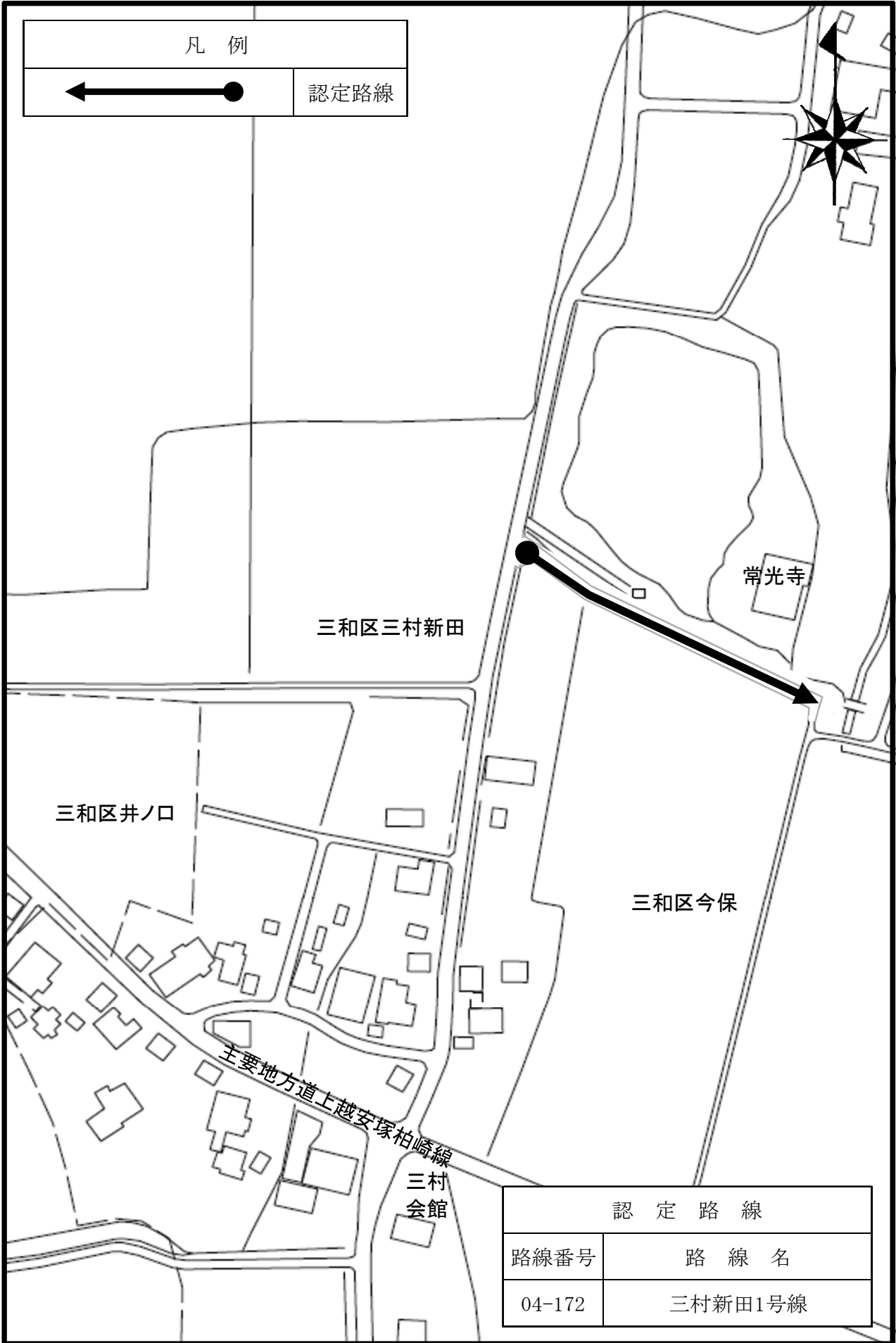
大字三ツ橋新田

認 定 路 線	
路線番号	路 線 名
B398	三ツ橋団地10号線

凡 例	
	認定路線



認 定 路 線	
路線番号	路 線 名
04-171	広井1号線



凡 例	
	認定路線

認 定 路 線	
路線番号	路 線 名
04-172	三村新田1号線

所管委員会	農政建設常任委員会
関係案件	議案第102号
提出課	道路課

歳出科目 (P36～P37)	8款2項2目	道路維持費
----------------	--------	-------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
道路維持費	869,191	1,591	870,782

主な補正財源		主な経費	
一般財源	1,591	需用費	1,591

【補正理由】

エネルギー価格の高騰に伴い、不足が見込まれる直江津駅道路施設他14施設の電気料金を増額するもの

【補正内容】

○直江津駅道路施設他14施設

区分	補正前	補正額	補正後
光熱水費	9,364	1,591	10,955
うち電気料金	9,242	1,591	10,833

歳出科目 (P38～P39)	8款2項2目	道路維持費
----------------	--------	-------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
上越妙高駅周辺施設維持管理費	27,999	4,935	32,934

主な補正財源		主な経費	
一般財源	4,935	需用費	4,935

【補正理由】

エネルギー価格の高騰に伴い、不足が見込まれる上越妙高駅道路施設の電気料金を増額するもの

【補正内容】

○上越妙高駅道路施設

区分	補正前	補正額	補正後
光熱水費	9,984	4,935	14,919
うち電気料金	9,984	4,935	14,919

歳出科目 (P38～P39)	8款2項5目	除雪費
----------------	--------	-----

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
消融雪施設管理費	129,853	13,680	143,533

主な補正財源		主な経費	
一般財源	13,680	需用費	13,680

【補正理由】

エネルギー価格の高騰に伴い、不足が見込まれる市道仲町線消雪パイプ施設他 183 施設の電気料金を増額するもの

【補正内容】

○市道仲町線消雪パイプ施設他 183 施設

区分	補正前	補正額	補正後
光熱水費	45,361	13,680	59,041
うち電気料金	35,144	13,680	48,824

歳出科目 (P 38～ P 39)	8 款 2 項 5 目	除雪費
-------------------	-------------	-----

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
除雪費	3,246,505	18,350	3,264,855

主な補正財源		主な経費	
一般財源	18,350	需用費	18,350

【補正理由】

今冬の除雪に備えて劣化の著しい除雪機械の消耗品費を増額するもの

【補正内容】

区分	補正前	補正額	補正後
需用費	256,844	18,350	275,194
消耗品費	30,515	18,350	48,865

提出課	都市整備課
-----	-------

歳出科目 (P 38～P 39)	8 款 5 項 3 目	公園費
------------------	-------------	-----

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
公園管理費	211,792	1,743	213,535

主な補正財源		主な経費	
一般財源	1,743	需用費	1,743

【補正理由】

エネルギー価格の高騰に伴い、不足が見込まれる高田城址公園他 88 公園の電気料金を増額するもの

【補正内容】

○高田城址公園他 88 公園

区分	補正前	補正額	補正後
光熱水費	17,025	1,743	18,768
うち電気料金	8,893	1,743	10,636



## 債務負担行為の補正について

## 1 内 容

令和 5 年度に実施する予定の市道舗装及び外側線の計画的修繕について、施工時期の平準化と早期発注を図るため、債務負担行為を設定するもの

## 2 限度額

188,260 千円

## 3 年度ごとの支出予定額

(単位：千円)

期 間	金 額
令和 4 年度	0
令和 5 年度	188,260
合 計	188,260

## 4 実施概要等

舗装の計画的修繕 162,052 千円

地 区	路線名	施工地	実施内容
合併前上越市	北城高校南通線ほか 6 路線	本城町ほか	オーバーレイ工他
安塚区	沼木線	朴の木	切削オーバーレイ工
浦川原区	花立線	下柿野	切削オーバーレイ工
大島区	小高岩線	牛ヶ鼻	打換・切削オーバーレイ工
柿崎区	高速側道 1 号線	柿崎	オーバーレイ工
大潟区	大潟 17 号線	犀潟	切削オーバーレイ工
頸城区	頸城線	上三分一	切削オーバーレイ工
吉川区	下町小苗代線	下町	オーバーレイ工
中郷区	江端二本木線	藤沢	切削オーバーレイ工
板倉区	下関田・別所線	栗沢	オーバーレイ工
清里区	青柳道島線	青柳	切削オーバーレイ工
三和区	水科線	川浦他	切削オーバーレイ工

外側線の計画的修繕 26,208 千円

地 区	路線名	施工地	実施内容
市内一円	栄町一・石橋一丁目 2 号線ほか 179 路線	栄町二丁目 ほか	外側線及び中央線の 引き直し

所管委員会	農政建設常任委員会
関係案件	議案第107号
提出課	生活排水対策課

支出科目 (P111)	1款1項	下水道事業費用 営業費用
-------------	------	--------------

単位：千円

科目名	補正前	補正額	補正後
管渠費	347,431	9,347	356,778

経費内訳					
給料	48	賞与引当金繰入額	71	法定福利費引当金繰入額	18
手当	446	法定福利費	162	光熱水費	8,602

【補正理由】

エネルギー価格の高騰に伴い、不足が見込まれる春日新田マンホールポンプ他 523 施設の電気料金を増額するもの

【補正内容】

○春日新田マンホールポンプ他 523 施設

区分	補正前	補正額	補正後
光熱水費	47,323	8,602	55,925
うち電気料金 (公共下水道事業)	24,597	4,252	28,849
うち電気料金 (農業集落排水事業)	22,683	4,350	27,033

支出科目 (P111)	1 款 1 項	下水道事業費用 営業費用
-------------	---------	--------------

単位：千円

科 目 名	補 正 前	補 正 額	補 正 後
処理場費	1,213,920	55,554	1,269,474

経 費 内 訳					
給料	△277	賞与引当金繰入額	69	法定福利費引当金繰入額	14
手当	624	法定福利費	286	光熱水費	54,838

【補正理由】

エネルギー価格の高騰に伴い、不足が見込まれる下水道センター他 49 施設の電気料金を増額するもの

【補正内容】

○下水道センター他 49 施設

区 分	補正前	補正額	補正後
光熱水費	199,085	54,838	253,923
うち電気料金 (公共下水道事業)	81,188	22,450	103,638
うち電気料金 (農業集落排水事業)	114,117	32,388	146,505

支出科目 (P112)	1 款 2 項	下水道事業費用 営業外費用
-------------	---------	---------------

単位：千円

科 目 名	補 正 前	補 正 額	補 正 後
支払利息及び企業債取扱諸費	1,067,720	7,197	1,074,917

経 費 内 訳	
企業債利息	7,197

【補正理由】

公共下水道事業における企業債利息について、借入先の利率が当初の見込みを上回ったため、所要額を増額するもの

【補正内容】

区 分	補正前	補正額	補正後
企業債利息	1,063,690	7,197	1,070,887
企業債利息 (公共下水道事業)	902,719	7,197	909,916

支出科目 (P112)	1 款 3 項	下水道事業資本的支出 企業債償還金
-------------	---------	-------------------

単位：千円

科 目 名	補 正 前	補 正 額	補 正 後
企業債償還金	8,118,230	275	8,118,505

経 費 内 訳		
企業債償還金	275	

【補正理由】

公共下水道事業及び農業集落排水事業における企業債償還金について、借入先の利率見直しに伴い、所要額を増額するもの

【補正内容】

区 分	補正前	補正額	補正後
企業債償還金	8,118,230	275	8,118,505
企業債元金償還金 (公共下水道事業)	6,483,615	100	6,483,715
企業債元金償還金 (農業集落排水事業)	1,631,258	175	1,631,433

## 債務負担行為の補正について

## 1 内容

令和5年度に実施する予定の公共下水道污水管渠整備について、施工時期の平準化と早期発注を図るため、債務負担行為を設定するもの

## 2 限度額

231,018千円

## 3 年度ごとの支出予定額

(単位：千円)

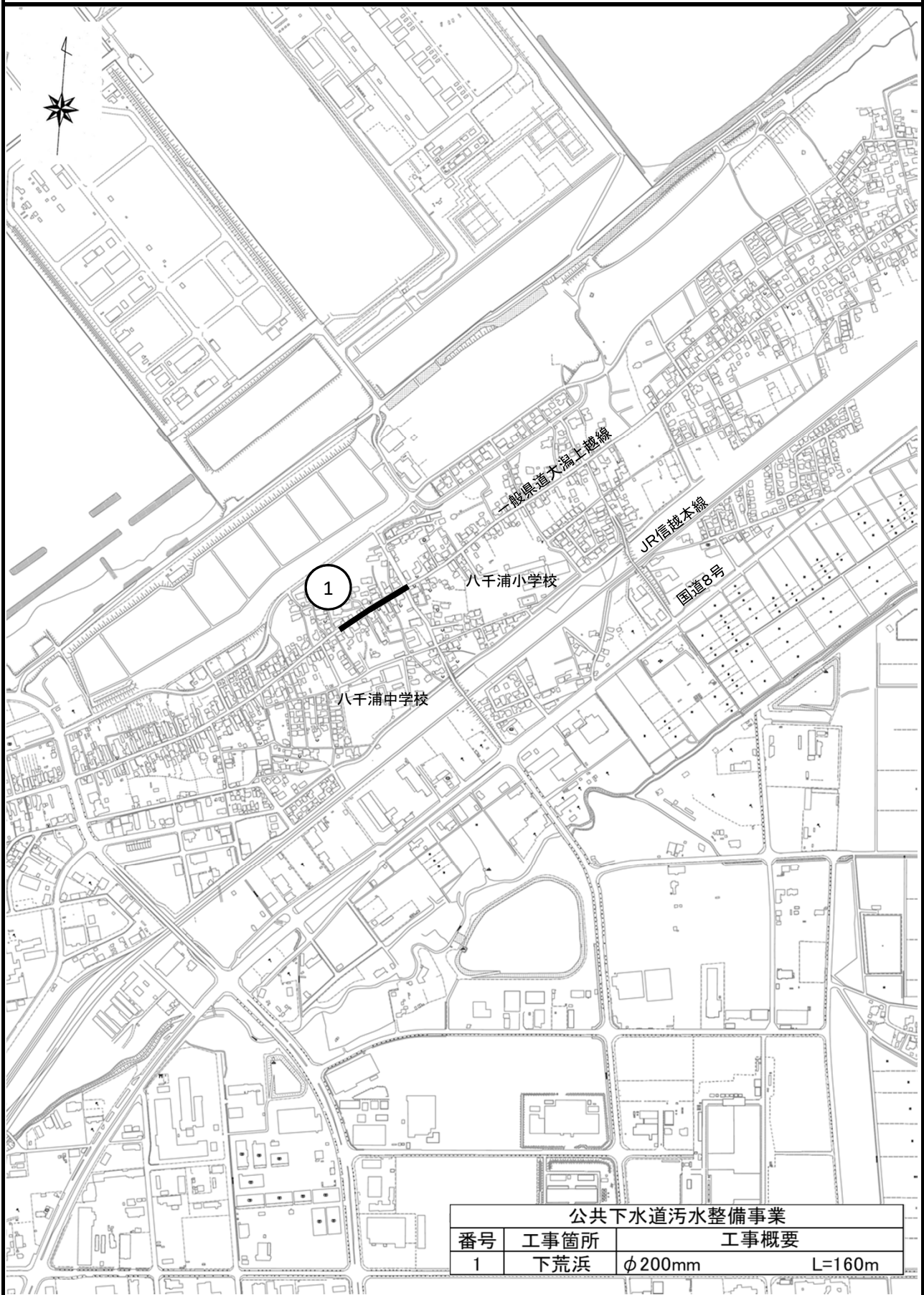
期 間	金 額
令和4年度	0
令和5年度	231,018
合 計	231,018

## 4 実施概要等

公共下水道污水整備事業

地 区	施工地	実施内容		
合併前上越市	下荒浜	污水管渠工事 物件移転補償	φ200mm ガス管、水道管	L=160m 一式
	鴨島三丁目	污水管渠工事 物件移転補償	φ150~200mm ガス管、水道管	L=186m 一式

# 公共下水道(污水)工事箇所図(上越処理区)1/2



公共下水道污水整備事業			
番号	工事箇所	工事概要	
1	下荒浜	φ200mm	L=160m



## 公共下水道(污水)工事箇所図(上越処理区)2/2

